

「普通切手」の記念押印等

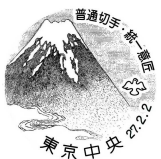


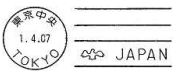






郵趣のための押印サービス

押印には、台紙等に切手を貼付して押印する「記念押印」と、実際に差し出される郵便物に切手を貼付して押印する「引受消印」があります。

押印サービスの実施方法

「郵便窓口」で行うものと郵便により申し込む「郵頼」の2つの方法があり、詳細は次のとおりです。なお、52円未満の額の切手については、52円以上となるよう差額の切手を貼付したものに限りません。

1 郵便窓口での押印



種類	絵入り（押印機）	絵入り（手押し）	黒活（和文ハト印）	黒活（機械ハト印）	黒活（欧文ハト印）
使用期間	2015（平成27）年 2月2日（月）のみ	2015（平成27）年 2月2日（月）のみ	2015（平成27）年 2月2日（月）のみ		
取扱郵便局	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～12:00		
別表1	 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印	
別表2		 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印	
別表3		 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印		 記念押印・引受消印

（注1）「絵入り」とは、絵入りハト印のことです。また、「黒活」とは、和文ハト印、機械ハト印及び欧文ハト印の総称です。

（注2）「引受消印」のうち、機械ハト印及び欧文ハト印については、外国宛てとする郵便物に対するものに限りません。

（注3）押印見本（イメージ画像）の局名表示、年月日は、それぞれの使用局名、使用年月日に読み替えます。

2 郵頼による押印

種類		絵入り	黒活
取扱郵便局	押印方法	お申込期限	
		2015（平成27）年1月19日（月）（当日消印有効）	
東京中央郵便局 日本橋郵便局	手押し	 記念押印・引受消印	 記念押印・引受消印

	押印機		
--	-----	--	--

(注1)「絵入り」とは、絵入りハト印のことです。また、「黒活」とは、和文ハト印及び機械ハト印の総称です。

(注2)「引受消印」のうち、機械ハト印については、外国宛てとする郵便物に対するものに限りません。

(注3) 押印見本(イメージ画像)の局名表示、年月日は、それぞれの使用局名、使用年月日に読み替えます。

【お申込み方法】

切手の発行ごとに、申込受付郵便局を指定させていただきます。所要の郵便切手代金(「普通為替」又は「定額小為替」によること。)を添え、次の要領で「記念押印」及び「引受消印」、「手押し」及び「押印機」の各別にお申し込みください。

なお、発行済みの郵便切手、郵便はがき等を送付し、その郵便切手、郵便はがき等に対しての本件の絵入り、黒活の郵頼は、受付いたしません。

(1) 記念押印

郵便切手を貼る位置、郵便切手の意匠(種類)及び押印箇所等を指定した封筒又は台紙若しくはこれに類するものであって、材質が紙であるもの及び返信用封筒(返送先を明記し、必要な郵便切手を貼り付けたもの)を送付してください。

押印機による押印については、押印箇所が光沢紙などのように表面に特殊加工がされている材質のものは使用しないでください。

【新デザインの普通切手(12券種)を申し込む場合】

・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。

東京中央郵便局	手押しによる押印	「普通切手セット・手押し 記念(東京中央局)」
	押印機による押印	「普通切手セット・押印機 記念(東京中央局)」
日本橋郵便局	手押しによる押印	「普通切手セット・手押し 記念(日本橋局)」
	押印機による押印	「普通切手セット・押印機 記念(日本橋局)」

【新デザインの普通切手(12券種)を各々申し込む場合】

・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。

東京中央郵便局	手押しによる押印	「〇〇円普通切手・手押し 記念(東京中央局)」
	押印機による押印	「〇〇円普通切手・押印機 記念(東京中央局)」
日本橋郵便局	手押しによる押印	「〇〇円普通切手・手押し 記念(日本橋局)」
	押印機による押印	「〇〇円普通切手・押印機 記念(日本橋局)」

※〇〇円には、申し込まれる普通切手の名称を記入してください(複数の名称の切手は同一の封筒では申し込めません)。

(2) 引受消印

郵便切手の意匠(種類)を指定の上、宛名を明記した定形郵便物の大きさの封筒又は私製葉書を送付してください。

【新デザインの普通切手（12券種）を申し込む場合】

- ・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください

東京中央郵便局	手押しによる押印	「普通切手セット・手押し 引受（東京中央局）」
	押印機による押印	「普通切手セット・押印機 引受（東京中央局）」
日本橋郵便局	手押しによる押印	「普通切手セット・手押し 引受（日本橋局）」
	押印機による押印	「普通切手セット・押印機 引受（日本橋局）」

【新デザインの普通切手（12券種）を各々申し込む場合】

- ・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。

東京中央郵便局	手押しによる押印	「〇〇円普通切手・手押し 引受（東京中央局）」
	押印機による押印	「〇〇円普通切手・押印機 引受（東京中央局）」
日本橋郵便局	手押しによる押印	「〇〇円普通切手・手押し 引受（日本橋局）」
	押印機による押印	「〇〇円普通切手・押印機 引受（日本橋局）」

※〇〇円には、申し込まれる普通切手の名称を記入してください（複数の名称の切手は同一の封筒では申し込めません）。

※押印機による引受は、機械ハト印のみです。機械ハト印については、外国宛てとする郵便物に対するものに限ります。

(3) お申込先（郵頼指定局）

取扱郵便局	押印方法	申込先
東京中央郵便局	手押し	〒100-8994 東京都千代田区丸の内 2-7-2 東京中央郵便局 「普通切手・手押し（東京中央局）」 郵頼担当係
	押印機	〒100-8994 東京都千代田区丸の内 2-7-2 東京中央郵便局 「普通切手・押印機（東京中央局）」 郵頼担当係
日本橋郵便局	手押し	【日本橋郵便局名によるもの】 〒100-8799 東京都中央区銀座 8-20-26 銀座郵便局気付 日本橋郵便局 「普通切手・手押し（日本橋局）」 郵頼担当係
	押印機	【日本橋郵便局名によるもの】 〒100-8799 東京都中央区銀座 8-20-26 銀座郵便局気付 日本橋郵便局 「普通切手・押印機（日本橋局）」 郵頼担当係

(4) お申込期限

2015（平成27）年1月19日（月）（当日消印有効）

別表1 絵入りハト印(手押し、押印機とも)、和文ハト印及び機械ハト印

地方別	郵便局名
北海道	札幌中央
東北	仙台中央
南関東	横浜中央
東京	東京中央(注1)、日本橋
信越	長野中央
東海	名古屋中央(注2)
近畿	大阪中央
中国	岡山中央
九州	福岡中央

(注1) 東京中央郵便局における押印は、東京中央郵便局窓口等では行わず京橋郵便局内に東京中央郵便局の記念押印特設会場を開設して実施します(局名表示は「東京中央」です。)

(注2) 名古屋中央郵便局の絵入りハト印(押印機)及び機械ハト印は、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室において行います。

別表2 絵入りハト印(手押し)、和文ハト印及び機械ハト印

地方別	郵便局名
関東	千葉中央
信越	新潟中央
北陸	金沢中央
東海	岐阜中央
近畿	京都中央及び神戸中央
中国	広島中央
四国	松山中央
九州	長崎中央、熊本中央及び鹿児島中央
沖縄	那覇中央

別表3 絵入りハト印(手押し)、和文ハト印及び欧文ハト印

地方別	郵便局名
北海道	旭川中央、函館中央及び釧路中央
東北	青森中央、盛岡中央、秋田中央、山形中央及び福島中央
関東	水戸中央、宇都宮中央、前橋中央及びさいたま中央
南関東	甲府中央
東京	神田、京橋、芝、上野、渋谷及び新宿
北陸	富山中央及び福井中央
東海	静岡中央及び津中央
近畿	大津中央、大阪東、奈良中央及び和歌山中央
中国	鳥取中央、松江中央、広島東、福山及び山口中央
四国	徳島中央、高松中央及び高知中央
九州	北九州中央、佐賀中央、大分中央及び宮崎中央